

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（清水港飼料株式会社）

農林水産省は、清水港飼料株式会社(法人番号:5080001008146)から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

清水港飼料株式会社は、配合飼料製造工場・出荷施設の集約・機能強化を通じて、配合飼料の品質を維持しつつ価格を抑え、顧客畜産農家のコスト低減につなげることを目指します。なお、本計画は、本年8月に施行された農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に基づく、農業資材分野での最初の「認定事業再編計画」となります。

2. 事業再編計画の認定

清水港飼料株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により施設撤去に関する欠損金の繰戻還付の特例を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成29年11月1日～終了時期：平成34年6月30日

4. 申請者の概要

名称：清水港飼料株式会社
資本金：300百万円
代表者：代表取締役社長 杉山八洲男
本社所在地：静岡市清水区幸町5番12号

< 添付資料 >

[清水港飼料株式会社の事業再編計画の概要](#)
[認定事業再編計画の内容の公表](#)

【お問合せ先】

生産局畜産部飼料課流通飼料対策室

担当者：相田、本間

代表：03-3502-8111（内線4915）

ダイヤルイン：03-3591-6745

FAX：03-3502-8294

清水港飼料株式会社の事業再編計画の概要

清水港飼料株式会社は、中部・関東・東北を営業エリアとし、「畜産農家の発展」と「食文化への貢献」を企業目的として事業展開を行う配合飼料製造会社です。

配合飼料製造工場・出荷施設の集約・機能強化による製造・出荷体制の効率化を通じて、配合飼料の品質を維持しつつ価格を抑え、顧客畜産農家のコスト低減につなげることを目指します。

【事業再編の概要】

【鹿島工場】

・船橋工場からの設備移設、
製品出荷施設の再整備

製造の集約・
機能強化
→生産効率化

【船橋工場】

・施設の撤去、
設備の移設

製品出荷体制
の機能強化
→生産・
販売の
効率化

【清水工場】

・製品出荷施設の再整備

【事業構造の変更】

・施設の相当程度の撤去

【事業方式の変更】

・配合飼料製造・出荷体制の
集約・機能強化による生産・
販売の効率化

【支援措置】税制特例

(欠損金の繰戻還付)

事業再編計画の主な内容

【良質かつ低廉な農業資材の供給】

○ 牛用の配合飼料の製造・出荷体制の効率化を通じて、製造費・一般管理費を低減(原料費/売上高比率を83.91%から84.37%に増加(製造費等/売上高比率0.5%減に相当))することにより、品質を維持しつつ販売価格を抑え、顧客畜産農家の経営コスト削減に寄与

【生産性の向上】有形固定資産回転率を10%向上

【計画の実施時期】平成29年11月1日～平成34年6月30日

【労務に関する事項】従業員の解雇はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成29年10月27日

2. 認定事業再編事業者名

清水港飼料株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

老朽化し、鹿島工場への中間製品の供給のみとなっている船橋工場の撤去及び鹿島工場への統合による製造体制の効率化、鹿島工場及び清水工場の製品出荷施設の撤去・再整備による出荷体制の効率化を通じて、配合飼料の品質を維持しつつ価格を抑え、顧客畜産農家のコスト低減につなげることを目指す。

(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標及び生産性及び財務内容の健全性の向上に関する数値目標

① 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標

・乾熱大豆を使用する牛用の配合飼料の製造体制の効率化及び製品出荷体制の効率化により、製造費・一般管理費の低減を通じて販売価格を抑え（原料費/売上高比率を83.91%から84.37%に増加（製造費・一般管理費等/売上高比率の16.09%から15.63%への減少に相当））酪農家の経営コスト削減に寄与

② 生産性の向上に関する目標

・平成33年度（平成34年6月期）に平成28年度（平成29年6月期）に比べて有形固定資産回転率を10%向上

③ 財務内容の健全性に関する目標

・平成33年度（平成34年6月期）において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超える

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

配合飼料製造業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

保有する施設の相当程度の撤去

船橋工場及びこれに附帯する事務所、研究所、鹿島工場製品倉庫並びに清水工場製品倉庫の撤去

(事業の方式の変更)

老朽化の進んだ船橋工場を閉鎖し、主力工場である鹿島工場に乾熱大豆加工ラインを移設するなどの設備の集約化や出荷設備の整備を進め、設備の高度利用を行うことで、配合飼料生産及び販売の効率化を図る。これにより、製造費・一般管理費を低減し、配合飼料の品質は維持しつつ、販売価格の引き下げを進める。

(2) 事業再編を行う場所の住所

清水港飼料株式会社	本社・清水工場	静岡県清水区幸町 5 番 12 号
	船橋工場	千葉県船橋市栄町 2 丁目 2 番 1 号
	鹿島工場	茨城県神栖市東深芝 4 番 8 号

(3) 関係事業者又は外国法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成29年11月

終了時期：平成34年 6 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に伴う競争に関する事項

該当なし

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及び その実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
十一 保有する施設の相当程度 の撤去又は設備の相当程 度の廃棄	撤去する施設 船橋工場、事務所、研究所、鹿島 工場（製品倉庫）、清水工場（製品 倉庫） 帳簿簿価 2,640万 撤去期日 船橋工場、事務所、研究所 平成29年11月 鹿島工場（製品倉庫） 31年6月 清水工場（製品倉庫） 32年6月 撤去比率 5.1%	租税特別措置法第66条の13、 第68条の98 （認定事業再編計画に基づ く設備廃棄等へ繰戻還付の 特例）
法第2条第5項第2号の要件		
農業資材又は農産物に係る 新たな生産若しくは販売の 方式の導入又は設備等その 他の経営資源の高度な利用 による農業資材又は農産物 の生産又は販売の効率化	・船橋工場の撤去、鹿島工場への統合 による製造体制の効率化 ・鹿島工場及び清水工場の製品出荷施 設の撤去、再整備による出荷体制の 効率化 ・販売価格の引き下げの指標として、 原料費/売上高比率を83.91%から 84.37%に増加	租税特別措置法第66条の13、 第68条の98 （認定事業再編計画に基づ く設備廃棄等へ繰戻還付の 特例）